

秋の全国火災予防運動 11月9日



金賞受賞作品
小笠南小学校
松本菜奈さん

令和4年度 全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心



菊川市消防本部災害状況

令和4年	火災件数 11件	救急件数 1,178件	救助件数 7件 (9月末現在)
令和3年	火災件数 17件	救急件数 1,431件	救助件数 22件

その住宅用火災警報器、いざという時に鳴りますか？

住宅用火災警報器は、経年による電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなったり、故障しやすくなったりすることがあります。定期的に点検を行い、作動しない場合は電池や本体の交換を検討しましょう。

住宅用火災警報器 点検の方法

本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。(※詳しくは説明書をお読みください。)



【音が鳴らない時は】次のことを確認しましょう。

- 電池切れではありませんか？
 - 電池はきちんとセットされていますか？
- ※上記の確認をしても鳴らない場合は、住宅用火災警報器本体の故障が考えられます。本体の交換をしましょう。

日頃のお手入れ

- 汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。
- 台所に取り付けた住宅用火災警報器本体は油や煙などで汚れが付くことがあります。布に水やせっけん水を湿し、十分絞ってから汚れをふき取りましょう。



警報器が鳴った時は？

- 【火災の時は】
- 大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
 - 可能なら消火器などで消火を行ってください。

【火災ではない時は】

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押すか、付属のひもを引きます。また、室内の換気をする、警報音は止まり通常の状態に戻ります。

本体の交換

経年劣化により、火災を感知しなくなることがあります。設置年月や製造年を確認し、設置から10年経過したものは、機器本体の交換を検討しましょう。



知っていますか？ 野焼きのルール！



野焼きを行う場合のお願い！

- ①届出書の提出※(電話受付可) 消防署 消防救助係 TEL0537-35-3283
消防署が実施状況を把握できるよう事前に提出しましょう。なお、届出したことで焼却行為を許可するものではありません。※「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書」
- ②消火器具の準備
必ず消火器具(水バケツ・消火器・動力噴霧機等)を準備する。
- ③気象状況の確認
風の強い日や危険だと感じた場合は、野焼きを中止する。

野焼きは一部例外として認められるものもありますが、周辺の生活環境に影響がある場合は中止のお願いをすることがあります。行方際は、近隣の方への配慮をお願いします。



例外として認められる焼却

- 農業や林業などを営むため
- 国や地方公共団体の施設管理のため
- 豊祭等の災害予防・応急対策または復旧のため
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うため

詳しくは→
菊川市ホームページへ



【もし大切な人が倒れたらどうしますか?】
普通救命講習受講者募集

私たちの大切な人が、いつどこで突然のけがや病気におそわれるかわかりません。救急車が到着するまでの“空白の時間”に適切な応急手当を行うための知識や技術を身に付けるための講習です。

受講料 無料



消防署 救急係
TEL0537-35-3283

地域のヒーロー!
消防団員募集!

普段仕事を持つ傍ら、地域防災の要として住民の安心安全を守る重要な役割を担います。



女性消防団は、女性ならではの気配りを生かし防火指導、火災予防の啓発、応急手当の普及に力を注いでいます。

消防総務課 総務係
TEL0537-35-3282

お役立ち情報

「住宅防火のいちをを守る10のポイント」

YouTube

火災発生情報メール登録
「茶ごちゃんメール」
(菊川市ホームページより)

病院紹介
「医療ネットしずおか」

菊川市防災ガイドブック
(菊川市ホームページより)

テレビのdボタンも上手に活用。
(市内の降雨量、警報が確認できる。)

特集

菊川市の火災をかこよみ!

過去10年の月別火災件数と火災原因 (平成24年度～令和3年度)

住宅火災の死に至った経過別死者発生状況

(放火自殺者等を除く)



時間帯別住宅火災の死者発生状況

(放火自殺者等を除く)



全国統計
(消防省消防庁HPより引用)

住宅火災による死者のうち、約半数が「逃げ遅れ」によるもので、時間帯別では「18時から6時まで」の調理中や就寝中など、夜間に多く発生しています。いち早く火災に気付くためにも住宅用火災警報器の設置が大変有効です。設置義務化から10年以上が経過し、経年劣化や電池切れなども考えられるため、定期的に点検をしましょう。
(※住宅用火災警報器の維持管理方法など、詳細は4ページの「その住宅用火災警報器、いざという時に鳴りますか?」をご覧ください。)

全体の約5割を占めるのは「その他の火災」!?

本市では、空気が乾燥する11月から4月にかけて火災発生件数が増加傾向にあります。168件中87件と全体の約5割を占める「その他の火災」では、刈草などの焼却中に拡大し、火災となったものがほとんどです。



何で焼却するの? 何で火災になるの?

菊川市の面積の約4割を田畑が占めており、農業を営んでいく上で刈草などの焼却は必要不可欠なものとなっています。法律上、焼却行為は原則禁止となっていますが、一部例外として認められているものがあります。



しかし、**焼却中に目を離した、強風に煽られた、消したつもりが消えていなかった**などが原因で火災になってしまうことがほとんどです。ワンポイントアドバイスや野焼きのルールを読んで火災を未然に防ぎましょう。(※野焼きのルールは4ページをご覧ください。)



火災を起こさないための

★ワンポイントアドバイス★

- 焼却場所の周囲に水を置く
- 1回の焼却量を減らす
- 上に積まず平らにする

